

申請キャンセルについて

1. 止むを得ない事情により、認定申請書を提出した後に当該申請をキャンセル（取下げ）する場合には、当該教育機関はその理由を記した文書により JABEE に申請のキャンセルを申し出ることが出来ます。
2. 教育機関から申請のキャンセルの申し出があった場合には、JABEE は必要に応じて申請プログラムのプログラム責任者に事実関係およびキャンセルの理由の詳細などを確認します。
3. 上記の手順により申請のキャンセルが確定した場合のキャンセル料は以下によります。

新規審査

申請キャンセルの申し出を受けた時期	キャンセル料の金額
(1) 申請受理通知到着時から自己点検書提出期限日までの期間	所定審査料の 20%
(2) 自己点検書提出期限日の翌日から <u>2ヶ月後</u> の同日までの期間	所定審査料の 50%
(3) (2)の期間の最終日の翌日以降	所定審査料の全額

認定継続審査、中間審査、再審査

申請キャンセルの申し出を受けた時期	キャンセル料の金額
(1) 申請受理通知到着時から自己点検書提出期限日までの期間	当該年度認定維持費の 20%
(2) 自己点検書提出期限日の翌日から <u>2ヶ月後</u> の同日までの期間	当該年度認定維持費の 50%
(3) (2)の期間の最終日の翌日以降	当該年度認定維持費の全額

予備審査、予備審査フォローアップ

申請キャンセルの申し出を受けた時期	キャンセル料の金額
(1) 申請受理通知到着時から自己点検書提出期限日までの期間	所定審査料の 20%
(2) 自己点検書提出期限日の翌日から 1ヶ月後の同日までの期間	所定審査料の 50%
(3) (2)の期間の最終日の翌日以降	所定審査料の全額

以上

初版 2015年12月3日

改版 2020年10月1日

改版 2024年12月24日

改版 2026年2月8日